

電力需給契約書（案）

公立学校共済組合札幌宿泊所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電力の需給について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、電力需給契約仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき甲の使用する電力を需要に応じて安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（供給内容）

第2条 電力の供給内容は、次のとおりとする。

- (1) 納入場所 札幌市中央区南10条西1丁目
公立学校共済組合札幌宿泊所（ホテルライフオーブ札幌）
- (2) 契約電力 630 kW
- (3) その他の仕様 別紙仕様書のとおり

（契約単価）

第3条 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた単価とする。

- (1) 基本料金 契約電力1kW当たり 金 円
- (2) 電力量料金 平日 電力量1kWh当たり 金 円
休日 電力量1kWh当たり 金 円

（契約期間）

第4条 契約期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（契約単価の変更）

第6条 甲又は乙は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるとき又は乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により年間予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力の変更について必要があると認められるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらないで、契約電力を超えて電気を使用した場合は、当該契約電力が乙の責めに帰すべき理由により超過した場合を除き、乙に対し、超過金を支払うものとする。

3 前項の超過金は、契約電力を超えた電力分につき基本料金単価を乗じて得た金額の1.5

倍に相当する金額とする。

(使用電力量の計量)

第9条 乙は、毎月 日 時の計量器に記録された値を読み取り、計量した最大需要電力、使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。休日、平日別に計量するものとする。以下同じ。）及び力率を甲に通知し、確認を受けなければならない。

(※注 計量日は、別途協議の上決定する。)

2 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

3 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(電気の料金の算定)

第10条 1月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び第8条に規定する超過金の合計代金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「電気料金」という。）とする。

2 前項の基本料金は、第3条に定める基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り増した額とする。

3 第1項の電力量料金は、第3条の規定に定める電力量料金単価に第9条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。

4 第1項の燃料費調整額は、別表に定める平均燃料価格算定期間において算定された燃料費調整単価を、平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用し、その算定は北海道を管轄する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号で規定された一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

5 第1項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、北海道を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、毎月、第10条の規定により算出した前月分の電気料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該電気料金を乙の指定する金融機関の口座に送金して支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の電気料金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(調査等)

第12条 甲は、電気の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求めることができる。

2 乙は、電気の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (4) 第4項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、当該解除の日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た総価額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第15条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が

構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第30条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

- (6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

- (1) その責めに帰すべき理由により電力の供給に関し甲に損害を与えたとき。
- (2) 第14条第2項に定める違約金を徴収してもなお、甲に損害があるとき。
- 2 第14条第3項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、電力の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第17条 乙は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の使用した電気料金の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない電気料金に係る賠償金については、確定した都度、前項の規定を適用する。
- 3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その

超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第18条 甲は、乙に対する支払金の債務があるときは、前条第1項、第2項及び第3項の賠償金と相殺することができる。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び電気の供給に係る手続き等の費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、第4条に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

札幌市中央区南10条西1丁目
甲 公立学校共済組合札幌宿泊所
支配人 山 端 一 史

乙